

# **子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立に向けて (第5フェーズの取組方針)**

## 目 次

はじめに	..... P. 1
1. 目標達成マネジメントツールの連動性確保	..... P. 3
2. 目標達成・組織マネジメントの徹底	
(1) 「8つの観点」に基づく指導・支援	..... P. 6
(2) 主任手当の趣旨の徹底	..... P. 10
3. 一層の活用の推進	
(1) 組織的な授業改善の推進	
◆「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引きの活用	..... P. 12
◆中学校における学力向上対策	..... P. 14
(2) 組織的な体力向上の推進	..... P. 15
(3) 組織的な生徒指導の推進	..... P. 16
(4) 学校・家庭・地域の協働	..... P. 18
4. 推進方策	
(1) 学校マネジメント研修の充実	..... P. 21
(2) 教育事務所による指導・支援	..... P. 22
(3) 県立学校に対する指導	
◆学校マネジメントの推進	..... P. 24
◆学校全体での授業改善の推進	..... P. 24
◆学部主事の位置付けの明確化	..... P. 25
◆「個別の指導計画」の質の向上	..... P. 26
(4) 研修・会議等の精選	..... P. 27
5. その他	
(1) 「芯の通った学校組織」の取組の効果検証	..... P. 28
(2) その他	..... P. 28
おわりに	..... P. 29

## はじめに

- 県教育委員会では、平成24年11月に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を策定し、市町村教育委員会との緊密な連携の下、平成24、25、26年度の3フェーズにより取組を進めてきた。
- また、「芯の通った学校組織」定着状況調査の結果を踏まえ、平成26年11月に「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」（以下、「活用推進プラン」という。）を策定し、第4フェーズ、第5フェーズと取組を進めているところである。

- ・第4フェーズ：「芯の通った学校組織」の活用推進
  - ・第5フェーズ：子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立

### （第4フェーズの取組の総括）

- 教育事務所は年間2回以上管内の学校を訪問するとともに、本庁も教育事務所の学校訪問に同行するなど取組状況の把握に努めた。また、昨年11月には、全市町村教育委員会と「『教育県大分』の創造に向けた意見交換会」を行い、現状・課題認識の共有と指導方針の摺り合わせを行った。
- 「活用推進プラン」に基づく第4フェーズの取組を総括的に振り返れば、目標達成マネジメント・組織マネジメントにおいて徹底が求められる「8つの観点」を念頭に置いた取組が進みつつある。また、「芯の通った学校組織」の考え方やツールを活用した学力・体力向上、組織的な生徒指導、学校・家庭・地域の協働などの取組が進んできている。
- 他方で、県教育委員会が提示してきた目標達成マネジメントツールの相互関連性やマネジメントツールを活用した検証・改善の実効性等について、第5フェーズにおいて手立てを講じるべき課題が見られた。

### （「芯の通った学校組織」の確立）

- 「活用推進プラン」では、平成28年度を第5フェーズ（子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立）としている。一定の共通理解の下で第5フェーズの取組を進めていくために、第5フェーズ終了時点での「『芯の通った学校組織』の確立」像を次のとおり設定することとする。

(子どもの力と意欲を高める「芯の通った学校組織」の確立)

⇒ 大分県の全ての子どもたちの力と意欲の向上に向けて、①「8つの観点」を念頭に置いた学校マネジメントが徹底されていること、②「活用推進プラン」の策定以降、追加的に提示してきた「授業改善の5点セット」等を含め、各種目標達成マネジメントツールが適切に活用され、検証・改善サイクルが機能していること、の2点において、全ての学校で「形」が整っている状態。

- 県教育委員会としては、この「確立」像を踏まえ、第5フェーズを通して全ての学校で「確立」が図られるよう取組を進めていく。そして、学校マネジメントを機能させ持続的・発展的な教育活動を実現することが「芯の通った学校組織」の取組の主眼であることに鑑みれば、現状において既に「確立」に至っている、又は第5フェーズの早期に「確立」に至る見込みの学校においては、「確立」像の達成に止まることなく、取組の「質」を追求するなど次のステージに向けた取組の深化を図っていくことが求められる。

(本書の位置付け)

- 本書は、前述した「子どもの力と意欲を高める『芯の通った学校組織』の確立」に向け、「活用推進プラン」のうち「取組の徹底」、「一層の活用の推進」、「推進方策」の各項目の記載内容をベースとし、それぞれ第4フェーズまでの取組の進展や課題を踏まえ、追加的に手立てを講じるべき事項に重点を置きながら、第5フェーズにおいて取り組む事項を全体的に整理したものである。また、一部の項目では、「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン2016）」等を踏まえ、「活用推進プラン」後を見据えた展開として取組深化の方向性を示している。
- なお、表記については、概ね次のとおり区別している。
  - ・点線囲み：「活用推進プラン」に基づき2年間にわたり取り組む事項
  - ・実線囲み：第4フェーズまでの取組の現状と課題、第5フェーズにおいて追加的に手立てを講じるべき事項やその先の取組深化の方向性
  - ・明朝体：「活用推進プラン」に記載されている内容  
(※一部下線を付した箇所は、取組の進展等を踏まえ記述を改めている。)
  - ・ゴシック体：「活用推進プラン」に書き加えた内容
- 第5フェーズでは、引き続き市町村教育委員会との緊密な連携の下、県教育委員会を挙げて本書に沿った取組を進めていくこととする。各学校においても、本書の内容を踏まえた主体的な取組が展開されることを期待したい。

## 1. 目標達成マネジメントツールの連動性確保

- 学校が目標達成に向けた組織的な取組を進めることで、子どもたちの力と意欲の向上を図るため、これまで県教育委員会では様々な目標達成マネジメントツールを提示してきた。

### 《これまで提示してきた目標達成マネジメントツール》

#### ①学校評価の4点セット

- 校長のリーダーシップの下、学校教育課題の解決に向けて組織的に取り組むために、重点目標を焦点化・具体化した上で作成する様式のこと（重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標）。

（平成25年4月1日付け通知「芯の通った学校組織」の具体的な構築に向けて）

#### ②授業改善の5点セット

- 組織的な授業改善に向けて、マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を実働させるために作成する様式のこと（授業改善テーマ、授業改善の重点、取組内容、取組指標、検証指標）。

（「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引き 平成27年3月）

#### ③目標協働達成の4点セット

- 学校の重点目標達成に向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組む事項を設定する様式のこと（重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標）。

（「目標協働達成」の一層の展開に向けた手引き 平成27年4月）

#### ④学力向上プラン

- 児童生徒の学力・学習状況や教育課程の実施状況を踏まえ、各学校が家庭や地域の代表と協議した上で、学力向上の方策について策定する計画のこと。

（学力向上会議実施要項）

#### ⑤体力向上プラン

- 児童生徒の体力や生活習慣等の実態を踏まえ、体力向上に向けて体育主任等を中心とした全教職員による組織的取組を進めるための計画のこと。

（体力向上プラン実施要項）

#### ⑥不登校対策プラン

- 児童生徒の不登校等の実態を踏まえ、不登校の未然防止、初期対応、復帰支援に向け組織的取組を進めるための計画のこと。

（不登校対策プラン実施要項）

## 《 現状・課題 》

- 第4フェーズまでの取組により、各学校ではマネジメントツールを活用した取組が進められているが、マネジメントツールの相互関連性が意識されていない、様々なマネジメントツールを順次提示してきたために全体像が分かりにくいといった指摘がある。

## 第5フェーズの取組

- 各学校において「学校評価の4点セット」等の各種マネジメントツールを活用する際には、下記①～③を踏まえ、( i )～( v )のとおり連動性を確保する必要がある。(30頁参照)

- ① 「学校評価の4点セット」は、最上位のマネジメントツールとして位置付けられるべきものである。その上で、各種マネジメントツールの相互関連性を意識しながら各種様式・計画を作成し、日々の教育実践を行う必要がある。
- ② 「学力向上プラン」、「体力向上プラン」、「不登校対策プラン」は、「学校評価の4点セット」において目標の重点化・焦点化を進めてきたことも踏まえ、一般的に学校教育活動の中心課題である学力・体力向上、不登校対策に学校全体で組織的に取り組むために別個に作成するものである。また、「授業改善の5点セット」は学力向上に係る取組のうち授業改善に特化して作成するものである。
- ③ ①、②を踏まえ、「学校評価の4点セット」に授業改善に係る事項を盛り込む場合には、「授業改善の5点セット」に反映させるとともに、学力・体力向上や不登校対策に係る事項を盛り込む場合には、各プランの中にも同内容を反映させる必要がある。また、検証・改善を繰り返す中で、「学校評価の4点セット」や「授業改善の5点セット」の一部を変更する場合には、その都度各プランに反映させる必要がある。

### ( i ) 「学校評価の4点セット」と「授業改善の5点セット」との連動

(※「学校評価の4点セット」に学力向上に関する事項を盛り込む場合)

- ▶ 「授業改善の5点セット」の【授業改善テーマ】は、「学校評価の4点セット」の『重点目標』の達成を授業改善の観点から具体化したテーマとする。ただし、「学校評価の4点セット」と「授業改善の5点セット」の連動の具体については、『重点目標』や『重点的取組』が、どの程度焦点化・具体化されているかによって様々なパターンが考えられる。

36頁の関係図のように「学校評価の4点セット」の『重点的取組』として焦点化した授業改善の取組を設定する場合には、『重点的取組』が「授業改善の5点セット」の【取組内容】と一致する場合もある。

- ▶ 「授業改善 5 点セット」の【検証指標】の達成が「学校評価の 4 点セット」の学力向上に関する『達成指標』の達成に近付くように設計する。
- ( ii ) 「学校評価の 4 点セット」、「授業改善の 5 点セット」と「学力向上プラン」との連動（31 頁参照）
- ▶ 「学力向上プラン」の【授業改善の取組】は「授業改善の 5 点セット」を踏まえ記載する。
  - ▶ 「学校評価の 4 点セット」に授業改善以外の学力向上に関する事項を盛り込む場合には、その内容を「学力向上プラン」の【その他の学習指導の取組】に反映させる。
- ( iii ) 「学校評価の 4 点セット」と「目標協働達成の 4 点セット」との連動
- ▶ 「目標協働達成の 4 点セット」の家庭・地域による【重点的取組】は、「学校評価の 4 点セット」の『重点目標』の達成に向け、家庭・地域が主体的に取り組む事項を学校と家庭・地域が協議して設定する。
- ( iv ) 「目標協働達成の 4 点セット」と「学力向上プラン」との連動（30 頁参照）  
(※ 「目標協働達成の 4 点セット」に学力向上に関する事項を盛り込む場合)
- ▶ 「目標協働達成の 4 点セット」における家庭、地域の取組のうち学力向上に関する事項を「学力向上プラン」の【家庭・地域との協働】の取組に反映する。
- ( v ) 「学校評価の 4 点セット」と「体力向上プラン」、「不登校対策プラン」との連動（33、34 頁参照）
- ▶ 「学校評価の 4 点セット」に体力向上や不登校対策に関する事項を盛り込む場合には、それぞれのプランに反映する。

#### 〔取組の深化〕

- 校種間連携を進める上で、各種マネジメントツールを活用（摺り合わせ、一本化等）することが望ましい。
- 学校・家庭・地域の協働（特に、目標協働達成の取組の全県展開）を推進する上で、「学校評価の 4 点セット」と「目標協働達成の 4 点セット」の統合も検討する。

## 2. 目標達成・組織マネジメントの徹底

### (1) 「8つの観点」に基づく指導・支援

- 目標達成・組織マネジメントの徹底を図るため、「8つの観点」に基づく取組を進めてきているところであるが、特に観点4、観点5で課題が見られることから、第5フェーズにおいては、「8つの観点」に基づく指導・支援を継続しつつ、特に観点4、観点5を重点課題として進めていく。

#### 《8つの観点》

1. 学校の喫緊の課題を十分検討した上で、課題と重点目標を対応させること
2. 取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近付くことがイメージできる具体的なものとすること
3. 「学校評価の4点セット」(重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標)が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方等を工夫すること
4. 検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付けたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと
5. 目標管理制度と能力評価制度の連動、及び学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図る教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること
6. それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること
7. 意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫等を行うこと
8. 主任制度・主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年3回の目標管理面談等の中で、主任手当の拠出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと

1. 学校の喫緊の課題を十分検討した上で、課題と重点目標を対応させること

- 重点目標は、学校がその年度に達成すべき目標を焦点化して示す学校の方向性を決めるものであり、学校全体の喫緊の課題は何であるかを十分検討して内容を決める必要がある。そのため、学校評価や各種調査の結果、教員アンケート等を活用し、丁寧に現状分析を行った上で、校長が考える学校の課題がストレートに反映されたものとすることが重要である。

2. 取組指標は、実際に取り組むことによって、児童生徒が変わり、重点目標達成に近付くことがイメージできる具体的なものとすること

- 取組指標は、それに取り組むことによって児童生徒が変わり、重点目標達成に近付けると全教職員が感じるものとする必要がある。このため「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかを可能な限り具体的に設定する必要がある。

3. 「学校評価の4点セット」(重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標)が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方等を工夫すること

- 学校が組織として教育活動を進めていく上で、重点目標をはじめとした4点セットが、全ての教職員に共有されていることが重要である。そのためには、分掌会議での検討、運営委員会での検討を経た上で4点セットを決定したり、4点セットについて運営委員会や分掌会議で継続的に取り上げることなどにより、全教職員への意識付けを図る工夫を行うことが必要である。

4. 検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付けたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと

- 学校評価は、取り組んできたことを振り返り、取組の改善を進めることで、より良い教育活動を展開するために行うものである（「改善のための評価」）。そのため、検証に当たっては、達成指標の達成状況を確認するだけではなく、取組指標で決めた内容に実際どれくらい取り組めたか、取り組めなかつたしたらどこに課題があったのかをしっかりと確認する必要がある。その上で、その取組によって重点目標達成に近付きつつあるかを検証し、取組内容や達成指標に無理があつたり、有効でなかつたりした場合には、年度の中においても、短期で修正、改善していくことが必要である。

#### 《 現状・課題 》

- 学期に1回以上という短期スパンでの検証・改善サイクルが定着してきているが、中には取組指標に基づく取組状況のみをもって検証している事例や、達成指標の達成状況の確認にとどまり、その要因分析等の検証が十分でない事例が見られる。
- 年1回しか実施されない調査結果のみを達成指標として設定しているため、短期の検証・改善が困難な事例が見られる。

### 第5フェーズの取組

- ① 検証・改善に当たっては、以下の手順で取り組む必要がある。【35頁参照】
  - (i) 重点的取組の取組状況を取組指標に基づき検証する。
  - (ii) 重点的取組による重点目標の達成度合いを達成指標に照らして検証する。
  - (iii) 併せて達成指標・取組指標の妥当性を検証する。
  - (iv) 以上の検証を踏まえて改善方策（取組指標の向上・変更、重点的取組の深堀り・追加・見直し、推進体制の見直し、達成指標の変更等）を検討する。
- ② 短期の検証・改善サイクルを機能させるため、例えば、各学校における定期考査、単元テストや国・県等が実施する複数の学力調査の活用等、達成指標の設定を工夫する必要がある。

5. 目標管理制度と能力評価制度の連動、及び学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動により学校の組織力の向上等を図る教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること

- 教職員評価システムは、目標管理制度と能力評価制度の連動により、学校の組織力の向上や教職員の資質向上を図るものである。特に、地方公務員法が改正され、人事評価が任用、給与、分限等の基礎として活用することとされている中、教職員評価システムが適切に機能するよう、このような趣旨やその仕組みについて教職員に周知することが必要である。  
また、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標が一層連動するために、主任等が分掌に所属する教職員の目標設定に対して指導・助言を行うよう努める必要がある。

### 《現状・課題》

- 地方公務員法の改正を受けて、管理職は平成28年度から、一般職は平成29年度から、教職員評価システムの評価結果が給与に反映されることから、「教職員評価システム実施手引（平成28年3月改訂）」を踏まえ、教職員評価システムの趣旨を一層徹底する必要がある。
- 学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の連動性の確保と管理職・主任等による各教職員の自己目標に関する指導・助言が一層重要となる。

## 第5フェーズの取組

- ① 管理職は、教職員評価システムにおいて実施する年3回の面談等を活用し、学校の重点目標達成に向けて、各教職員に組織としての役割や期待することなどを伝えた上で、学校の重点目標と自己目標の連動について指導・助言を行う。
- ② 主任等は、学校の重点目標達成に向けて、分掌に所属する教職員の役割を明確にした上で、担当する分掌等目標と当該分掌に所属する教職員の自己目標との連動を図る。また、分掌に所属する教職員の取組状況の把握に努め、必要に応じて指導・助言を行う。

※ 「学校評価の4点セット」等の見直しに合わせて、自己目標の【具体的な取組】を変更することはあり得るが、自己目標の【目標項目】や【達成された姿】は年度を見通して設定することが肝要であり、人事評価の性質にも鑑み、原則として年度の途中での変更は行わない。

### 6. それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること

- 学校が、目標達成に向けた組織的な取組を進める上で、それぞれの重点目標に関し、分掌等をまとめ、その達成を責任者として担う主任等を明らかにすることが重要である。それにより、主任等が教職員に指導・助言を行いながら分掌等をまとめ意識の向上を図ることができる。また、そのことを学校要覧等の中で明示することで、他の教職員への意識付けを図ることもできる。

### 7. 意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫等を行うこと

- 運営委員会は、分掌間の連絡調整を図りながら、校長の意思決定の迅速化、効率化を図るため設けられている。どの議題を運営委員会や職員会議で扱うかは校長の判断次第であり、「議論のための議論」に時間が浪費されないよう、また、重要な事項を運営委員会でしっかり議論する時間が確保されるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題を校長が取捨選択し、意思決定を効率的・効果的に行うことが必要である。

また、行事情報等の周知が職員会議で行われる場合が多いが、例えば文書の配付や黒板への掲示等により行うことで職員会議の時間を効率化し、子どもと向き合う時間を増やすなどの工夫も必要である。

8. 主任制度・主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年3回の目標管理面談等の中で、主任手当の拠出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと

○主任手当の拠出については、主任制度の趣旨に反し、県民からの信頼を損ないかねないものである。人事異動に係る職員面談や年3回の目標管理面談等の中で、引き続き法令の趣旨に則った指導を行う必要がある。

## (2) 主任手当の趣旨の徹底

○平成24年度の「芯の通った学校組織」の取組開始以来、主要主任等の学校運営への参画意識は向上し、主要主任等としての職責をしっかりと果たしつつある。

主任の職務の重要性を評価するため支給している主任手当を拠出する行為は、その努力を自ら否定する行為であり、保護者をはじめ県民に主任の職責を果たしていないのではといった不信感を抱かせる行為でもある。また、主任手当は、教員への給与の優遇措置の一環として支給されているが、それを拠出する行為は、優遇措置そのものへの疑問を惹起させかねない。

○このため、「活用推進プラン」では、市町村教育委員会と連携して以下のことに取り組むこととしている。

### ①主任手当の拠出に関する継続的な調査と市町村毎の公表

主任手当の拠出の実態を把握するため継続的に調査を行うとともに、市町村間で拠出の実態に大きな差があることに鑑み、市町村毎の状況を公表する。

### ②県・市町村教育委員会の連名による職員団体への要請

平成26年度中に、県・市町村教育委員会の連名で、職員団体に対し、組合員に主任手当の拠出を求め又は拠出を促すことのないよう要請する。また、今後の主任手当拠出の状況に応じ、継続的に要請を行う。

### ③校長等への任用に当たっての資質の確認

「求める管理職像」は、「主任制度の趣旨を踏まえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者」である。校長・教頭等への任用等に当たっては、このような資質を備えているかどうかを確認する。

### ④主要主任の承認要件の設定

学校が主要主任を任命するに当たっては教育委員会の事前承認が必要となっているが、承認の際の要件を、県教育委員会として設定・明示とともに、市町村教育委員会でも設定・明示するよう促す。

### **第5フェーズの取組**

- 第4フェーズの状況を踏まえ、次のとおり取組を継続する。
  - ①⇒平成27年度に実施した主任手当拠出の実態調査では、県及び全ての市町村で主任手当の拠出ゼロとなっているが、引き続き実態調査を実施するなど主任制度の趣旨の徹底を図る。
  - ②⇒職員団体が運動方針から主任手当の拠出に関する内容を取り下げていることから、引き続き状況を注視し、必要に応じて対応を検討する。
  - ③⇒「求める管理職像」を踏まえ、引き続き採用資格保有者選考の中で資質を確認する。
  - ④⇒全ての市町村教育委員会で主任の承認要件が設定されたので、当該承認要件を踏まえた適切な任命がなされるよう引き続き促していく。

### 3. 一層の活用の推進

#### (1) 組織的な授業改善の推進

- 学校の教育活動の中心は授業であり、「芯の通った学校組織」の考え方やツールが、組織的な授業改善のために活用されることが重要である。
- 各学校においては、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を参考に組織的な授業改善が進みつつある。小学校においては、授業改善の成果が学力調査結果等にも表れつつあるが、小・中学校ともに依然として課題が見られることから同手引きの活用による授業改善を一層進める。
- また、「中学校学力対策 3つの提言（平成28年2月）」についても、「芯の通った学校組織」の取組の一環として位置付け、提言に沿った取組を進めることとする。

#### ◆ 「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」の活用

##### 《現状・課題》

- 「授業改善の5点セット」の【検証指標】の設定に問題があり、授業改善の取組に係る効果検証が困難となっている場合がある。
- 管理職がリーダーシップやマネジメントシップを十分発揮できず、授業改善を組織的に進める体制が整っていない場合や、授業改善が研究主任や一部の教員任せになっており、全教員で取り組めていない場合がある。
- 県教育委員会が実施したアンケート調査（平成28年1月）によれば、全県の約90%で「新大分スタンダード」を意識した授業が行われているが、「めあてや課題」の質や評価規準の設定等に問題が散見される。

##### 第5フェーズの取組

- ① 小・中学校教育課程大分県研究協議会（総則部会）において、「授業改善の5点セット」の設定、検証・改善の在り方、組織体制づくりについて協議し、組織的な授業改善の進め方について理解を深める。
- ② 目的を明確にした、教科共通の視点による互見授業・提案授業・研究協議が実施されるよう、指導主事が学校訪問や各種研究会等で具体的に指導する。
- ③ 各教育事務所が実施する地域授業改善協議会において、授業改善に果たす管理職等の役割について協議し、管理職の自覚とリーダーシップを促す。
- ④ 管理職等による「授業観察シート」を用いた授業観察を継続し、指導助言を通して教員一人一人の授業改善に積極的に関わるよう促す。

- ⑤ 組織的な授業改善の好事例を県教育委員会のホームページに掲載する。

#### 《問題解決のヒントになりそうな取組事例》

##### ( i ) 「授業改善の 5 点セット」の設定例（36 頁参照）

「学校評価の 4 点セット」の『重点目標』が「授業改善による学力向上」に焦点化されている。そのため、『重点的取組』の一部と「授業改善の 5 点セット」の【取組内容】を一致させることができるとなり、学校の目標達成に向けた取組として授業改善を明確に位置付けることができている。

##### ( ii ) 取組指標の再設定の例（37 頁参照）

取組指標に基づく数値による検証に加えて取組の成果や課題の具体を共有し、丁寧に分析した上で取組指標をより具体化して再設定している。教員のキャリアや授業改善への意識レベルが多岐にわたる学校では、KJ 法等を活用し、実践上の悩みや困りを出し合ったり、目指す授業像を再確認したりすることが、ベクトルを合わせる上で有効である。

##### ( iii ) 短期の検証・改善を繰り返して授業改善を進めた例（38 頁参照）

2 学期当初に提示された進行管理表により、授業改善の重点が【取組内容①】から【取組内容②】に移行していく流れが示され、全ての教員が見通しを持って授業改善に取り組むことができている。また、1か月ごとに取組を検証し、改善のためのアクションが具体的に示されている。

##### ( iv ) 研究主任と教務主任の役割分担の例（39 頁参照）

教務主任と研究主任の役割分担が明確であり、連携した学力向上の取組が期待できる体制となっている。

##### ( v ) アンケート調査によらない検証指標の例

多くの学校では検証指標として、児童生徒のアンケート調査を用いている。アンケート調査の結果以外では、次のような検証指標の設定が考えられる。

###### ▶ 単元末テストや定期考査の活用

（例）どの教科も単元末テストに80字程度で記述させる問題を設定し、条件に応じて書くことができる生徒を80%以上にする。

###### ▶ 単元の評価規準の活用

（例）算数の「数学的な考え方」の評価規準に照らし合わせて「B おおむね満足できる状況」以上の児童を95%以上にする。

###### ▶ 育てたい資質・能力に着目して作成したルーブリックの活用

（例）10月までにレベル 4 の児童を80%以上にする

### 《長期的ルーブリック 小学校第3学年 理科》

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
観察、実験の結果について、そのデータを記入できていない。 比較する視点について理解できていない。	《表、図》 観察、実験の結果について、与えられた表や図に整理したり、表現したりすることができている。	《表、図》 観察、実験の結果について、比較する視点を与えることで、表に分類したり、図で表現したりし、それを基に差異点や共通点に気付いている。	《表、図》 観察、実験の結果について、比較する視点を与えることで、表に分類したり、図で表現したりし、それを基に差異点や共通点に気付いていた結論を導き出している。	観察、実験の結果について、適切な手段(表やグラフなど)を自ら選択して整理し、それを基に差異点や共通点(グラフの特徴)に気付き、一般化した結論(規則性)を導き出している。
	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめている。	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめ、その特徴に気付いている。	《グラフ》 観察、実験の結果について、与えられたグラフに値を当てはめ、その特徴に気付き、規則性を導き出している。	

参考 広島県教育センター「授業研究ハンドブック」

### ◆中学校における学力向上対策

#### 《現状・課題》

- 平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果において、中学校3教科5区分のうち、平均正答率が全国平均を上回ったのは国語Aのみである。
- 伸び悩む中学生の学力について問題を掘り下げ、改善策を明らかにするため、「中学校学力向上対策プロジェクト会議」において議論を重ね、「中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント」が提示された(41頁参照)。これを受け、全県的な重要性・緊急性に鑑み、重点化・焦点化した「中学校学力向上対策 3つの提言」を打ち出した(40頁参照)。

#### 第5フェーズの取組

- ① 「中学校学力向上対策 3つの提言」の趣旨について、市町村教育長会議や学力向上検証会議、地域授業改善協議会等の各種会議で説明し、提言に基づく取組を進める。
- ② 「教科担任のタテ持ち」「近隣校と連携した教科部会の開催」「生徒による授業評価を活用した授業改善」等の取組状況調査を実施し、次年度以降の事業設計や市町村学力向上アクションプランの策定に生かす。
- ③ 主幹教諭や指導教諭を対象に、先進地から講師を招聘した講演会や先進地研修を実施する。

## (2) 組織的な体力向上の推進

- 体力向上に関する検証・改善サイクルを確立し、体力向上に向けた取組を全教職員により組織的かつ計画的に進めるため、平成25年度から「一校一実践」の取組の普及・促進を図っている。組織的な体力向上の推進のため、以下のような取組を行うこととしているが、各学校においても体力調査等の課題を踏まえた取組を行っていく必要がある。

### ①体力向上に係る推進校の指定による支援

- ・ 体力向上に係る推進校を指定し、指定校の先導的な取組を他校へ波及させる。

### ②体力向上に係る連絡協議会の開催による情報共有

- ・ 体育専科教員、中学校の体育推進教員、市町村教育委員会等による連絡協議会を開催し、体力向上に係る取組状況や課題について情報共有を図り、全県の学校の取組改善につなげる。

### ③「一校一実践」の効果的な取組事例の紹介

- ・ 県教育委員会のホームページや「教育庁チャンネル」で「一校一実践」の効果的な事例を紹介し、取組の充実を図る。

### 《 現状・課題 》

- 「体力向上プラン」や「一校一実践」の取組の位置付けや、両者の関係性が必ずしも明確でない。
- 体力・運動能力等調査結果によれば、中・高等学校女子生徒の運動実施率に課題が大きい。

### 第5フェーズの取組

- ① 「体力向上プラン」と「一校一実践」の取組の位置付けを明確化し、体力向上に関する検証・改善サイクルの確立を図る。(33頁参照)
- ② 女子生徒が運動に向かう取組の好事例を収集・発信し、取組の充実を図る。

### (3) 組織的な生徒指導の推進

- 不登校対策では、学校復帰支援に意識が向きがちだが、何より「分かる授業」を中核に登校したくなる「楽しい学校」づくりを行うことが最も重要である(=「未然防止」)。このため、生徒指導の三機能を意識した学級づくりや授業の積み重ね、学校行事等を通じて、全ての児童生徒に自己存在感、分かる喜び、集団で協働する楽しさ等を感じさせる必要がある。また、対人関係の困りや行動上の顕著な特性により不登校になる場合もあるため、特別支援教育の観点を持った児童生徒理解を進めることも重要である。
- 不登校の初期段階においては、長期間の欠席につながらないよう、家庭と連携を図りながら児童生徒に適切な登校支援を行うことが必要である(=「初期対応」)。その際、学校全体での組織的な対応が必要であり、不登校対策委員会を核に管理職や学年主任等関係職員の連携を密にしながら対応することが求められる。

#### 未然防止・初期対応・学校復帰支援

##### <未然防止>

- ① 「絆」と「居場所」を意識した学級づくり
- ② 「新大分スタンダード」に基づく、生徒指導の三機能を意識した授業改善

##### <初期対応>

- 不登校防止の初期対応の原則の徹底

「あったかハート1・2・3」	
1	欠席1日目：電話連絡（状況確認、受診確認、励まし等）
2	欠席2日目：電話又は家庭訪問（状況確認、受診確認、励まし等） ※必要に応じ家庭訪問
3	欠席3日目：家庭訪問（最近の様子を含めた状況確認、受診確認、再登校の不安の解消や励まし等）
◇ 欠席3日以上	組織対応開始（校内不登校対策委員会が中心） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対応策の検討、対応計画の作成</li><li>・ 必要に応じて関係機関にも出席を依頼</li><li>・ 市町村教委への報告</li><li>・ 改善が見込まれない場合は対応策の見直し・修正</li></ul>

##### <学校復帰支援>

- 関係機関と連携した学校復帰支援
  - ・スクールカウンセラーのアセスメント等を活用し、福祉機関や医療機関と連携した学校復帰の支援を行う。
  - ・学校と家庭、教育支援センターが個別の不登校児童生徒の学校復帰支援計画を策定し、情報交換を密にしながら、段階的な登校支援を実施する。

## 組織的な不登校対応の推進

- 未然防止・初期対応・学校復帰支援は、学級担任など一部の教員に任せることなく、学校全体で推進する必要がある。そのような組織的な不登校対応を進める上で、各学校の不登校対策委員会の役割が重要である。

### ○不登校対策委員会活性化のための指導・支援

- ・不登校対策委員会を活用した不登校対策が推進されるよう、「不登校対策プラン」の作成を促すとともに、必要な指導・支援を行う。

### ○地域不登校防止推進教員による支援

- ・未然防止・初期対応・学校復帰支援の各段階において適切な不登校対応ができるよう、「市町村不登校対策アクションプラン」に応じて地域不登校防止推進教員を配置し、以下の取組等を行うこととする。

- ①各学校での欠席状況を踏まえて、学校と関係機関が早期に連携できるようコーディネートする。
- ②地域の不登校防止研修会において講師を務め、「あつたかハート1・2・3」をはじめ、教職員の不登校対応に関するスキルアップを行う。
- ③不登校防止に効果的な小中連携の取組を推進する。

## 《 現状・課題 》

- 「不登校対策プラン」の位置付けや検証・改善方法が明確でない。
- 「あつたかハート1・2・3」の取組は県全体に浸透してきているものの、引き続き、未然防止に向けて生徒指導の三機能を意識した日常の授業改善や児童生徒の居場所づくり・絆づくりに取り組んでいく必要がある。
- 不登校対策委員会が定期的に開催されていない場合が見られる。また、生活指導・生徒指導担当と学級担任を中心として不登校対応を行っているものの、対応状況について他の教職員と情報共有されていない状況も見られる。

## 第5フェーズの取組

- ① 「不登校対策プラン」の位置付け及び検証・改善方法を明確化する（34頁参照）。各学校においては、「市町村不登校対策アクションプラン」に基づき、年度途中でも検証・改善が可能な「不登校対策プラン」を策定し、不登校対策の充実を図る。
- ② 地域不登校防止推進教員は、各地域における不登校対策委員会の活性化に向けた支援とともに、「不登校対策プラン」の検証・改善に向けた支援も行う。

- ③ 不登校の未然防止や初期対応のために、全ての学校において不登校対策委員会の定期的な開催を徹底し、組織的な対応を推進する。
- ④ 不登校等の早期解決に向け、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用する。また、SSWの配置・活用など、学校現場において、家庭環境に起因する様々な課題を抱える児童生徒を早期に生活支援等の関係機関に繋げることができる体制づくりを促進する。

**【SC、SSWの主な役割】**

SC	SSW
<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱える児童生徒やその保護者の心理的内面への働きかけ</li> <li>・学校内外のケース会議における指導・助言</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱える児童生徒やその保護者が置かれた環境への働きかけ</li> <li>・関係機関（児童相談所、福祉事務所等）とのネットワークの構築・連携・調整</li> <li>・学校内外におけるケース会議の構築・支援</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</li> </ul>

#### **(4) 学校・家庭・地域の協働**

- 子どもたちの力と意欲を伸ばしていくには、学校・家庭・地域が子どもの状況やより良い育ちに向けた目標を共有した上で、互いに協力して取り組んでいくことが重要である。
- 各学校では、「芯の通った学校組織」の取組の中で、目標や取組の焦点化、検証可能な指標の設定等が行われており、それらを学校便りやホームページ等を通じて保護者や地域住民に周知するなど情報共有が進みつつある。他方で、学校が家庭や地域と、学校評価の結果を踏まえ「改善の手立て」について話し合うような機会を設けている学校は依然少ない。
- 子どものより良い育ちに向けて学校・家庭・地域の連携を一層深める上で、学校からの一方的な説明や情報共有に止まることなく、共通の目標の下、意思疎通を図りながら、それぞれが必要な取組を行い連携を進めていく、学校・家庭・地域の「協働」が求められる。

**(目標協働達成校)**

- 県教育委員会では、小・中学校38校をモデル校として指定し、目標協働達成の取組を推進してきた。「目標協働達成校」では、「学校評価の4点セット」をベースとした「目標協働達成の4点セット」を作成し、取組を進めている。

#### (コミュニティ・スクール（CS）)

- ここ数年CSを導入する学校が増えている。これは、CSが学校改善や学力向上・生徒指導等の教育課題解決に有効な仕組みである、との捉えが普及しつつあるためと考えられる。共通の目標の下、学校・家庭・地域が協働する取組を先進的に進める学校の在り方として、今後もCSの積極的な活用が期待される。

#### (学力向上会議)

- 学校・家庭・地域の連携を図る場として、年間2回（原則8月・2月）の学力向上会議がある。学力向上会議は、学校が自校の学力の状況や学力向上の取組等について保護者や地域住民と共有する場であるが、学校からの説明に終始し、必ずしも連携の深まりが十分図られていない場合が見られた。このため、学校・家庭・地域の協働により、子どもたちのより良い育ちに向けて効果的な取組が行われるよう、学力向上会議の在り方を見直したところである。

- 「目標協働達成校」の推進

- ・目標協働達成の取組の推進と県全体への普及を図る。

- CSの推進

- ・CSの成果と課題を明らかにしながら、その推進を図る。

- 学力向上会議の発展的な見直し

- ・学力向上会議を発展的に見直し、子どものより良い育ちに向けて学校・家庭・地域が「協働」を進める場とする。

### 《 現状・課題 》

#### (目標協働達成の取組)

- 目標協働達成モデル校をはじめ、目標協働達成の取組を進めている学校では、重点目標に掲げた学力向上等に相応の成果が見られるとともに、家庭や地域の学校への関心が高まるといった効果も現れている。
- 他方で、家庭・地域の主体的な取組をより多くの人に広げる工夫や、家庭の取組に比べ、地域の取組を推進することの難しさといった課題もある。

#### (学力向上会議)

- 学力向上に向けた家庭・地域との協働の取組が進んできたが、未だ学校の取組等の説明に終始し、協働を進める場となっていない学校がある。

## 第5フェーズの取組

(目標協働達成の取組、CS)

- ① 目標協働達成モデル校における2年間の取組を総括した報告書を踏まえ、県全体への普及・促進を図る。
- ② CSの成果と課題を明らかにするため、先進事例の調査・分析を行うとともに、その導入促進や取組の充実に向けた方策を検討する。

(学力向上会議)

- 学校・家庭・地域が児童生徒の学力や学習状況を共通理解し、「協働」による学力向上の取組が充実する会議となるよう、引き続き指導・支援を行う。

### 取組の深化

- 学校運営方針の承認権限の付与など制度的枠組みとして学校・家庭・地域の協働を進めるCSと、「目標協働達成の4点セット」を活用して教育実践における学校・家庭・地域の協働を進める目標協働達成の取組の相互関連性を念頭に、目標協働達成の取組の蓄積をベースとしたCSの導入促進、CS導入校での「目標協働達成の4点セット」の活用促進等、両者の一体的な普及・促進を図る。
- 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」を受けた国の動向を注視しつつ、CSの更なる普及・促進策や、学校教育・社会教育両面から学校・家庭・地域の協働の推進方策を検討する。

## 4. 推進方策

### (1) 学校マネジメント研修の充実

- 「芯の通った学校組織」の一層の活用推進に向けて、組織的な授業改善や生徒指導等、学校の実態に応じた実践的なマネジメント研修の推進が求められることから、研修の体系性を維持しつつ、以下のとおり学校マネジメント研修の更なる充実を図ることとしている。

- 主要主任等の研修機会の充実

- ・教務主任研修を他の主要主任等が受講することを可能とする。

- 若手教職員の研修の充実

- ・若手教職員対象のマネジメント要素を含む研修の内容を更に充実する。

- 組織的な授業改善や生徒指導のための研修の推進

- ・授業力向上に資する、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を活用した研修を実施する。
  - ・新たに小中学校生徒指導主任を対象とした研修を実施する。

- 効果的な取組事例の紹介

- ・各学校の効果的な取組を集約した「取組事例集」（平成26年10月）を周知するとともに、必要に応じ改訂しながら、会議や研修等で活用する。

- 先進地研修の継続

- ・学校での組織的な取組を進めている先進地への実地研修を引き続き行う。

#### 《現状・課題》

- 学校マネジメント研修としての主要主任研修を次のとおり拡大した。
  - ・新任教務主任研修（小・中）を他の主要主任も受講可能に（平成27年度～）
  - ・いじめ・不登校問題に組織的に対応できるよう、生徒指導主任研修（小・中）を新設（平成27年度～）
- アクティブラーニングを取り入れた研修や「新大分スタンダード」を踏まえた研修等、学習指導要領の改訂を見据えた組織的な授業改善のための研修を導入した（平成27年度～）。

#### 第5フェーズの取組

- ① 引き続き、新任教務主任研修（小・中）、新任生徒指導主任研修（小・中）を他の主要主任も受講可能とする。

- ② 組織的な授業改善の推進に向けて、研究主任研修（小・中）を新設する。
- ③ 若手教職員を対象とした「OJTの手引き（平成28年3月）」の活用・促進を図る。

## （2）教育事務所による指導・支援

- 教育事務所は、所長、次長、管理主事、学校改革担当指導主事を中心に、年間2回以上、市町村教育委員会と連携して全ての小・中学校を訪問し、学校マネジメント等に係る指導・支援を行ってきた。
- 教育事務所は、少なくとも年間2回、全ての学校への訪問指導を実施する。
- その上で、毎年度、市町村教育委員会と協議し、協議結果を踏まえて、追加的な訪問指導を行う。
- 訪問の際には、以下を中心に、学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの観点から、前年度や前回の訪問を踏まえた指導を行う。
  - ・「8つの観点」に関連した取組の徹底
  - ・校内研究を中心とした組織的な授業改善の推進
  - ・「一校一実践」の取組等、体力向上のための組織的な取組の推進
  - ・不登校対応等、組織的な生徒指導の推進
  - ・学力向上会議等を活用した学校・家庭・地域の協働の推進
  - ・加配が配当されている場合は、その活用状況の確認・指導

### 《現状・課題》

- 教育事務所による指導・支援の平準化と更なる向上を図るため、一定の共通事項を設けた上で、地域の実情を踏まえた指導・支援体制の充実を図る必要がある。

### 【第5フェーズの取組】

（教育事務所による学校訪問）

- ① 教育事務所は、少なくとも年間2回、全ての学校への訪問指導を実施する。その上で、市町村教育委員会と協議し、協議結果を踏まえて追加的な訪問指導を行う。なお、学校訪問に際しては、各学校の実態に応じた効果的な指導・支援を行うため、十分な協議時間の確保に努める。

- ② 客観的なデータを踏まえた効果的な指導・支援を行うため、学校訪問の際には学力調査・体力調査結果、いじめ・不登校等数の確認を行うとともに3頁に記載した各種目標達成マネジメントツールを用いて協議を行う。
- ③ 1回目の訪問では、年度を跨ぐ学校運営体制の変化を念頭に、学校運営体制・組織マネジメントの在り方や「芯の通った学校組織」の取組の定着状況を中心に指導・支援を行う。2回目の訪問では、各種目標達成マネジメントツールを活用した検証・改善の在り方を中心に指導・支援を行う。
- ④ ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には、主幹教諭・教務主任等が同席し、学校説明等を担うことを推奨する。なお、小規模校等において校務等の兼ね合いから同席が困難な場合は、その限りでない。
- ⑤ 学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、学校支援センター設置校への訪問時には学校支援センター所長が同席するよう促す。また、併せて教育事務所による学校支援センター訪問も考えられる。
- ⑥ 他教育事務所の指導や他地域の教育実践等について学ぶ機会とするため、教育事務所の学校改革担当指導主事等は他の5教育事務所による学校訪問に最低1回ずつ（計5回）同行する。
- ⑦ 効果的・効率的な学校訪問を行うため、本庁各課・室と教育事務所の間で課題認識の共有を図るとともに、可能な限り本庁各課・室と教育事務所による学校訪問等の摺り合わせを行う。

（市町村教育委員会との連携）

- 市町村教育委員会との連携強化を図るため、各教育事務所は管内の教育長会議や指導主事による連絡会等を通じて管内の学校に対する指導・支援事項の更新なる共有を図る。

### 〔取組の深化〕

- ① 市町村教育委員会との一層の連携強化を図るため、教育長会議や分野別担当課長会議等の充実策を検討する。
- ② 学校事務職員の学校経営への参画意識を高める観点から、各学校支援センター管下の学校訪問の都度、所長等の同席を求める検討すること。

### (3) 県立学校に対する指導

#### ◆学校マネジメントの推進

- 各学校において各年度に重点的に取り組むべき目標や取組を絞り込み、焦点化を図るとともに、目標達成に向けた取組状況に係る県教育委員会による把握・指導を推進する。

○重点目標の重点化・焦点化

- ・各学校の重点目標を絞り込み、原則3つ以内とするよう徹底する。
- ・各学校の取組指標を絞り込み、1つの重点目標に対し3～4つ程度とするよう徹底する。

○学校評価の状況に係る面談の実施

- ・重点目標の達成状況について教育長等による面談を行い、目標達成に向けた取組状況に係る把握・指導を行う。

(年度当初：教育長・教育次長 年度末：教育次長)

**第5フェーズの取組**

- ① 学校マネジメント推進の観点から、県立学校においても引き続き年間2回以上、全ての学校を訪問する。また、ミドルリーダー育成の観点から、学校訪問の際には主幹教諭・教務主任等が同席する。
- ② 学校評価の状況に係る教育長等の面談については、地域別・学科別等のグループ別協議の形で設定する。

#### ◆学校全体での授業改善の推進

- 高校において、思考力・判断力・表現力等を育成する授業改善が学校全体で進むよう、以下のことに取り組むこととする。

○「県立高等学校授業改善実施要領」に基づく指導

- ・思考力・判断力・表現力等を育成するため「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき各学校への指導を行う。
- ・各学校においては、校長のリーダーシップの下、教務主任が中心となり、教科主任と連携しながら組織的に授業改善を進めよう指導を行う。

- また、特別支援学校においては、思考力・判断力・表現力等の育成に留意しつつ、障がいの状態の改善・克服、卒業後の自立や社会参加も見据えた授業改善に学校全体で取り組むこととする。

### 《 現状・課題 》

(高等学校)

- 高等学校では、一方向的な知識伝達型の授業から、生徒の主体的・協働的な活動を積極的に取り入れた授業への転換が課題となっている。
- 「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」に基づく授業改善の取組を進めており、学校全体で取り組む校内授業研究会が定着してきた。また、教科会議が研修の場として機能する学校が増加してきた。

(特別支援学校)

- 独自の指導領域である「生活単元学習」、「作業学習」等を教育課程に位置付ける特別支援学校では、その目標や指導内容の具体化・段階化に取り組んでいる。
- 学部を越えた互見授業を通して、教員一人一人が指導・支援の手立ての改善に取り組んでいる。また、「授業力診断シート」による自己診断を行い、自己の課題を明確にして授業改善に取り組む学校もある。
- 各教員の特別支援教育経験年数等が異なるため、経験豊富な教員が各学部・各授業グループの授業構想等を主導しがちである。

### 第5フェーズの取組

(高等学校)

- 「県立高等学校授業改善実施要領」を踏まえ、「授業改善スクールプラン」、「授業改善マイプラン」に基づく全教科・全教員での授業改善を推進する。

(特別支援学校)

- ミドルリーダーを活用した特別支援教育に関する教員全体の資質向上の取組と、互見授業等による授業評価とを連動させ、組織的な授業改善に取り組む。

## ◆学部主事の位置付けの明確化

- 今後一層の働きが期待される特別支援学校の学部主事の位置付けの明確化を図る。

○学部主事の位置付けの検討

- 学部主事の学校組織における役割に鑑み、その位置付けを検討していく。

### 《 現状・課題 》

- 学部主事は、幼・小・中・高の各学部の教育課程の編成、児童生徒の安全管理、学部の教員間や保護者との連絡調整、学部相互の行事調整等を円滑に行うための重要な役割を担っている。今後、主幹教諭・指導教諭の配置を推進する上で、役割の明確化が必要である。

#### 第5フェーズの取組

- 主幹教諭・指導教諭の配置・活用の推進に向け、学部経営の強化、授業改善の推進における学部主事の役割・位置付けの明確化を図る。

### ◆ 「個別の指導計画」の質の向上

- 「個別の指導計画」の質の向上のため、管理職に加え教務主任・学部主事等が指導・助言を行う体制の一層の徹底を図る。

#### ○指導・助言体制の確立

- ・「個別の指導計画」の作成・評価について、管理職に加え教務主任・学部主事等が指導・助言を組織的に行う体制が徹底されるよう指導する。

### 《 現状・課題 》

- 各単元・各題材で扱う指導内容の選定や指導目標の設定時のエビデンスとなる実態把握等について、学部内での共通理解が図られ、学部を越えた指導の連続性・系統性という観点からの整理にも取り組んでいる。
- 指導の目標や内容の具体性や発展性、特性を踏まえた指導・支援方法の工夫、基準を明確にした学習評価等、個に応じた指導に関する課題が散見される。

#### 第5フェーズの取組

- ① 教育課程、「個別の指導計画」、個々の授業の連動性を確保するとともに、「学校評価の4点セット」との関連性について共通理解を図り、検証・改善サイクルを確立する。
- ② 学校訪問、授業研究会における「個別の指導計画」や授業実践に関する指導・助言を通して、個に応じた指導の改善・充実を図る。

#### (4) 研修・会議等の精選

○ 「芯の通った学校組織」を一層推進するためには、教職員が学校マネジメントに専念できる環境づくりが必要であり、子どもと向き合う時間を確保するためにも、今後、学校の実態を改めて把握した上で、市町村教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体にも働きかけを行い、研修・会議等の精選・縮減に努める。

○ 教職員の研修・会議等の状況の把握

- ・県教育委員会、教育関係団体及び教育研究団体による教職員の研修・会議等の状況を調査し、把握する。

○ 「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」による取組

- ・「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」の取組により、県教育委員会が行う研修・会議を精選・縮減し、報告書等の簡素化を行う。

(研修・会議等の削減目標：平成22年度比30%削減)

○ 教育関係団体、教育研究団体への要請

- ・教育関係団体、教育研究団体に対して研修・会議の精選・縮減について働きかけを行う。 (研修・会議等の削減目標：平成22年度比30%削減)

## 5. その他

### (1) 「芯の通った学校組織」の取組の効果検証

#### 第5フェーズの取組

- ① 各学校における目標達成・組織マネジメントの定着状況を客観的に把握・点検できるよう、「8つの観点」に係る共通の評価基準を設定する（42頁参照）。この評価基準を用い、教育事務所による学校訪問等を通じて定着状況の把握に努めつつ、「『芯の通った学校組織』の確立」像を踏まえ、第5フェーズを通して全ての学校において「8つの観点」全ての項目で「A」への到達を目指す。
- ② 第5フェーズまでの「芯の通った学校組織」の取組を検証・総括するとともに、「活用推進プラン」後の展開の検討に資するため、今夏を目途に改めて「芯の通った学校組織」定着状況調査を実施する。
- ③ 県教育センターの調査研究機能を強化し、例えば、「芯の通った学校組織」の取組状況や定着状況と学力・体力調査結果等とをクロス分析することにより、エビデンスに基づくより効果的な学校教育課題の解決方策を研究する。

### (2) その他

#### 第5フェーズの取組

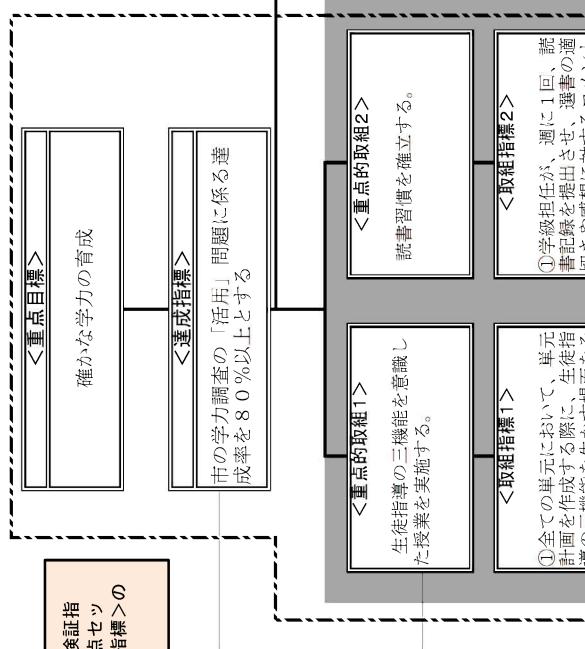
- ① 「教育県大分」創造に向けた地域別意見交換会の開催
  - ・「教育県大分」の創造に向けて、従前の移動教育委員会・「小・中学校長との地域別意見交換会」を発展的に見直し、県教育委員会（教育長・教育委員ほか）と市町村教育委員会、小・中学校長等による「『教育県大分』創造に向けた地域別意見交換会」を定期的に開催する。
- ② 教育研究団体等の活用
  - ・「教育県大分」の創造に向けて、教育研究団体等の活用方策について検討する。
- ③ 県立中学校への指導
  - ・県立中学校においては、「活用推進プラン」及び本書に基づき「芯の通った学校組織」の先駆的・模範的な取組を推進するとともに、「活用推進プラン」後の展開も見据え、校種間連携等のモデルとなる取組を推進する。
- ④ 大分大学教育学部附属小・中学校との連携
  - ・本県教育における大分大学教育学部附属小・中学校の位置付けや役割の重要性に鑑み、優れた教育実践の普及に向けた連携強化を図る。
- ⑤ 県内大学等との連携強化
  - ・高大接続改革や中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受けた国の動向を注視しつつ、「県教育委員会と大学の連携協力に係る連絡協議会」の活性化等、県内大学等との連携強化を図る。

## おわりに

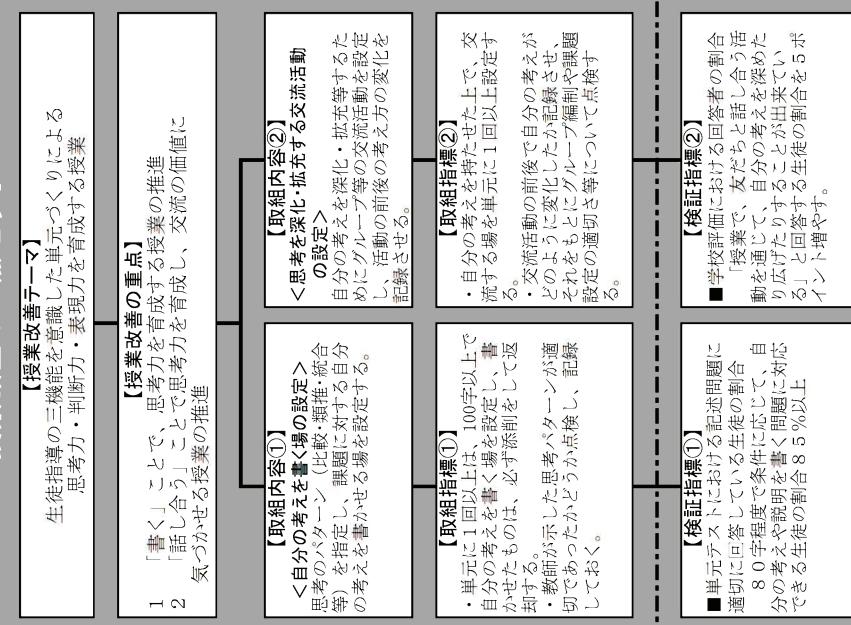
- 第5フェーズでは、引き続き市町村教育委員会との緊密な連携の下、本書に沿って「芯の通った学校組織」の確立を図ることで、子どもの力と意欲を一層伸ばせるよう取組を進めていく。
- また、本書でも一部項目において「取組深化」の方向性を示したところであるが、第5フェーズの期間中には、「芯の通った学校組織」の取組の効果検証を踏まえ、「活用推進プラン」後の展開について検討する予定である。
- 第5フェーズで目標とする「『芯の通った学校組織』の確立」の上に取組の「質」を追求するとともに、「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン2016）」を踏まえ、縦と横を意識した「芯の通った学校組織」の取組深化の具体的な方向性を検討する必要がある。併せて、国が示した「次世代の学校・地域」創生プランに基づく教育改革や高大接続改革等を見据えた取組の展開方策についても検討の俎上にのせる必要がある。
- その際には、校種間連携の取組然り、「地域とともににある学校づくり」の取組然り、県内各地域における先進的な取組の調査研究が求められる。また、「芯の通った学校組織」の取組をベースとして各学校や地域の実情に応じた効果的取組が展開されるためにも、学校現場や市町村教育委員会との意思疎通を密なものとする必要がある。
- 本書に沿った第5フェーズの取組、「活用推進プラン」後の展開を通じて、大分県の全ての子どもたちが未来を切り拓く力と意欲を身に付けることができるよう、「教育県大分」の創造に向けた取組を着実に進めていく。

# 目標達成マネジメントツールの関係性(学力向上の取組部分)

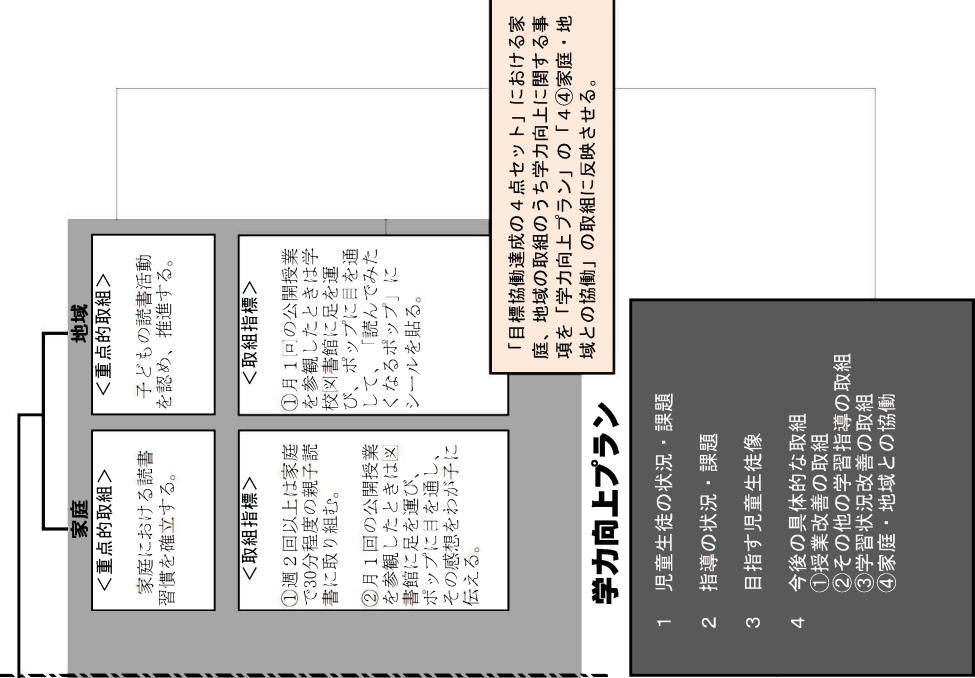
## 学校評価の4点セット



## 授業改善の5点セット



## 目標協働達成の4点セット



(様式例)

## ○○立○○○学校 学力向上プラン

	<b>学力状況について</b>	<b>学習状況について</b>
<b>児童 生徒 の 状況・ 課題</b>	<p>※大分県学力定着状況調査や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえて記述する。</p> <p>※「授業改善テーマ」として取り上げた内容に関する状況についても記述する。</p>	<p>※大分県学力定着状況調査や全国学力・学習状況調査の質問紙調査結果等を踏まえて記述する。</p>
<b>指導の 状況・ 課題</b>	<p>※現在進行中の学力向上プランの「今後の具体的な取組」の進捗状況を記述する。</p>	<p>※現在進行中の学力向上プランの「今後の具体的な取組」の進捗状況を記述する。</p>
<b>今後 目指す 児童 生徒像</b>	<p>※「学校評価の4点セット」の学力向上に係る【達成指標】等も念頭に具体的に記述する。</p>	<p>※「学校評価の4点セット」の学力向上に係る【達成指標】等も念頭に具体的に記述する。</p>
<b>今後の 具体的 な取組</b>	<p><b>①授業改善の取組</b>            ※「授業改善の5点セット」の【取組内容】【取組指標】と一致する。             「授業改善の5点セット」は、学力調査の結果を受けて県や市から提示される「指導改善のポイント」等を参考に見直し、必要に応じて変更する。            本プランは、変更されたものを反映して作成する。</p> <p><b>②その他の学習指導の取組</b>（補充指導・家庭学習指導・読書指導・教育課程の工夫等）            ※「学校評価の4点セット」に関連事項が含まれる場合には、それらも記述する。</p> <p><b>③学習状況改善の取組</b>            ※生活面全般ではなく、学力と相関関係の強いものを取り上げる。            「学校評価の4点セット」に関連事項が含まれる場合には、それらも踏まえて記述する。</p>	
<b>家庭・ 地域との協働</b>	<p>&lt;別紙&gt;「学校・家庭・地域の『協働』について」を参考に記入する。</p>	

## <別紙>

### 学校・家庭・地域の「協働」について

#### 1 学校・家庭・地域の「協働」とは

「学力向上プラン」における学校・家庭・地域の「協働」とは、学力向上に関し、焦点化・具体化された学校の重点目標を家庭・地域と共有し、その達成に向けて学校・家庭・地域がそれぞれの取組を進めるもの。

学校・家庭・地域は、重点目標達成に向けてそれぞれの重点的取組・取組指標を作成し、実践・検証・改善を行う。

#### 2 スケジュール

4月～7月：事前の準備や協議

8月：第1回学力向上会議

学力調査の結果等で判明した学力の状況や学校の取組の説明・協議

+学校と協働した家庭・地域の取組の決定

9月～1月：学校・家庭・地域それぞれで取組を推進

2月：第2回学力向上会議

学校・家庭・地域の取組の状況と、次年度の課題や今後の取組について協議

#### 3 留意事項

- (1)家庭との「協働」は必ず行い、地域との「協働」は可能な限り行う。
- (2)家庭や地域での取組内容としては、家庭学習の充実や土曜教室への協力などのほか、学力の基礎である生活習慣の改善や体験活動の充実など幅広い取組が想定される。
- (3)家庭・地域がそれに検証・改善を行うことが難しい場合は、学校が支援しながら進める。

#### (参考) 学校・家庭・地域の「協働」事例

重点目標	達成指標	重点的取組	取組指標
基礎・基本の定着	○独自のチェックテストを実施し、本年度当初の下位層の割合を年度内に半減する。	<p><b>学校</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○全ての子どもにめあてとまとめが明確にわかる1時間完結型授業を徹底する。</li><li>○スキルタイムを設定し、基礎・基本の定着を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○全教職員が学期に3回以上互見授業に取り組む。</li><li>○スキルタイムを毎日朝読書の後、全教職員で、8:20～8:35の15分間実施。 月・水・金→算数　火・木→国語</li></ul>
	○単元まとめテスト60点未満の割合を半減する。	<p><b>家庭</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○家庭学習の徹底。</li><li>○アウトメディアの取組の推進。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○毎日、子どもに家庭学習(宿題)をやったか声をかける。</li><li>○ノーテレビ・ノーゲーム週間を各学期に1回実施する。</li></ul>
		<p><b>地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○学習サポーターの取組の充実。</li><li>○積極的な学校支援。</li><li>○地域の声を学校にとどける。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○年間20回、学びの教室学習サポーターとして毎回3人以上参加する。</li><li>○年間3回、学校行事(授業参観等)に参加する。</li><li>○授業参観でのアンケートに協力し、学校の取組について感想等を積極的に述べる。</li></ul>

【学校名】

**実態(課題)の把握**

## (1)体力調査結果等から

- ①総合評価(ABCDE) ②合計得点 ③各項目別に見る特徴的なこと

以下を参考にして記入してください

## (2)生活習慣調査等から

- ①運動・スポーツに対する意識 ②運動・スポーツの実施頻度  
③朝食の摂取状況 ④睡眠時間の状況 ⑤家庭における運動習慣

## (3)特徴的な様子から

- (1)(2)以外から見た児童生徒の特徴的な様子

**(1)  
重点目標**

①～④について、「学校評価の4点セット」の重点目標に体力関連の項目を設定する場合には、「学校評価の4点セット」との関連性を意識してなるべく連動させる。

※重点目標は焦点化して設定してください

**(2)  
達成指標**

※以下の例を参考にして記入してください

- ①体力調査の総合評価ABC群の割合を○○%増やす  
②体力調査における全国平均以上の項目を○○割以上にする  
③「ほとんど毎日運動する」児童生徒の割合を○○%増やす  
④運動やスポーツが「好き・やや好き」と感じる児童生徒を○○%以上にする

**(3)  
重点的取組**

※「②達成指標」の達成につながる取組を以下の視点を参考にして記入してください

- ①学校で  
②家庭・地域と連携して

※この中の特徴的な取組が「一校一実践」となります

**(4)  
取組指標**

※「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかがわかるように記入してください

「③重点的取組」に向けての過程(プロセス)を大切にします

プランの検証と改善(検証頻度と検証方法)

【一校一実践タイトル名と取組内容の概要】

**取組の内容が概観できるようタイトル名を記載**

※「③重点的取組」の中から、学校の特徴的な取組を挙げて記入してください

【学校名】

**実態(課題)の把握**

以下を参考にして記入してください。

**(1)不登校等に関する状況について**

※以下の点に留意して、自校の不登校等の状況を記入してください。

- ①国や県平均と比較した千人当たりの不登校児童生徒数の推移
- ②複数年度に渡り継続している不登校や、新規に不登校となった児童生徒数
- ③年間欠席日数が30日以下あるいは90日以上、出席日数が0日の児童生徒数 など

**(2)自校の課題について**

**①～④について、「学校評価の4点セット」の重点目標に不登校関連の項目を設定する場合には、「学校評価の4点セット」との関連性を意識してなるべく連動させる。**

※重点目標は焦点化してください

**②達成指標**

- (1)新規の不登校児童生徒数を「0」にする
- (2)不登校児童生徒の出現率を○○%以内にする
- (3)「学校が楽しい」「授業がよく分かる」と感じる児童生徒を○○%以上にする
- (4)月7日以上の不登校児童生徒数を○○%以下にする

**③重点的取組**

- ※「②達成指標」の達成につながる取組を以下の3項目をベースとして記入してください
- (1)「未然防止」
- (2)「初期対応」
- (3)「学校復帰支援」

※不登校児童生徒が在籍しない場合は、(1)(2)の項目をベースとして記入してください。

**④取組指標**

- ※「誰が」「何を」「どれくらいの頻度で」行うかがわかるように記入してください  
「③重点的取組」に向けての過程(プロセス)を大切にします

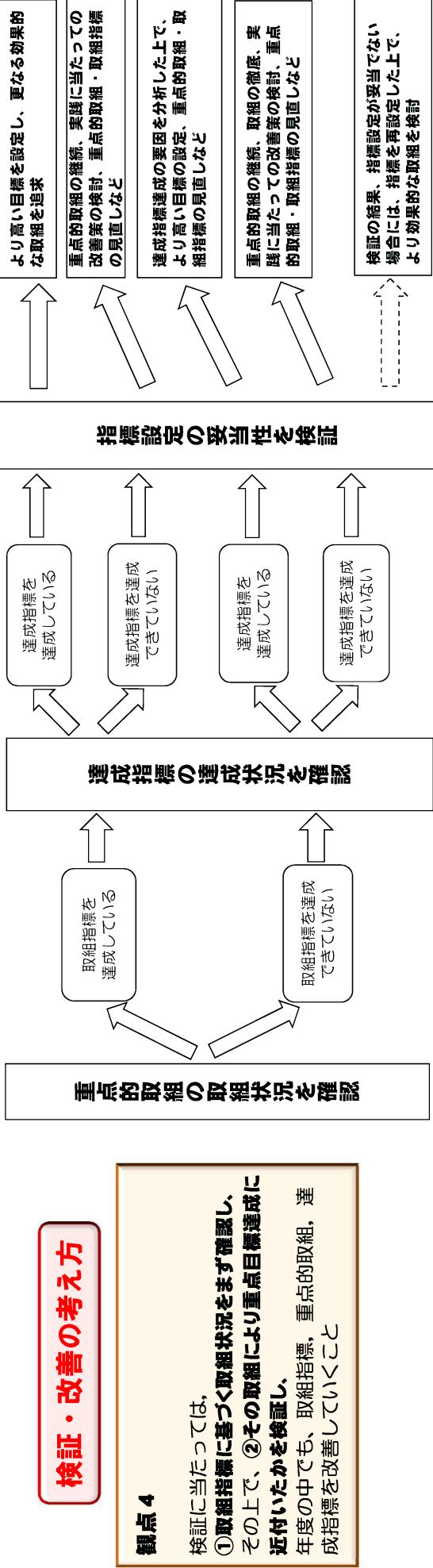
**検証・改善(検証頻度と検証方法)**

※少なくとも学期ごとに検証した上で、達成指標に到達するよう年度途中でも、  
重点的取組や取組指標の改善を行うことが大切です。

**【地域不登校防止推進教員を校内でどのように活用するかを記入してください】****地域不登校防止推進教員の活用について**

※域内の「地域不登校防止推進教員」の自校における活用方法を具体的に記入してください

# 検証・改善プロセスのイメージ



重点目標	達成指標	重点的取組	検証		
			実施率	取組状況の確認	達成状況の確認
基礎・基本の定着		○めあてとまとめが明確にわかる1時間完結型授業の徹底。	70%	・実施日時を個人ごとに設定させていた。「計画今実施」の進行管理が十分ではなくかった。	○授業の内容がよくわかると肯定的に回答する児童 → 1学年期末調査：80%
学校		○朝の補充学習の実施。	100%	・目ごとの教育計画に位置付けたり100%実施できた。	○単元まとめテスト60点未満の児童割合 → 低学年：4月10%→7月8% → 中学年：4月20%→7月18% → 高学年：4月30%→7月27%
家庭		○授業の内容がよくわかる児童の割合を100%にする。	60%	・保護者アンケートより6割の実施率。	○毎日家庭学習(問題)チェックシートに記入し、実施状況を点検する。
地域		○単元まとめテスト60点未満の点未満の割合を半減する。	100%	・1学期の「学びの教室」実施回数データの参加率は1回平均3、6人。	○年間20回、「学びの教室」学習回数3人以上参加する。

**【達成状況から】**

- ・「軒の神奈川学習」と宿題との運動を以るため、1週間の宿題計画を作成し、それに基づき補充学習の内容を設定する。
- ・「家庭」の取組は、取り組みやすい「家庭学習の声かけ」に変更し、全家庭での実施を目指す。
- ・「学習サポートーター」の取組は、サボーターとなる人材を増やすため、教職員の地区行事への参加を促し、自治会との連携強化を図る。

**【達成状況から】**

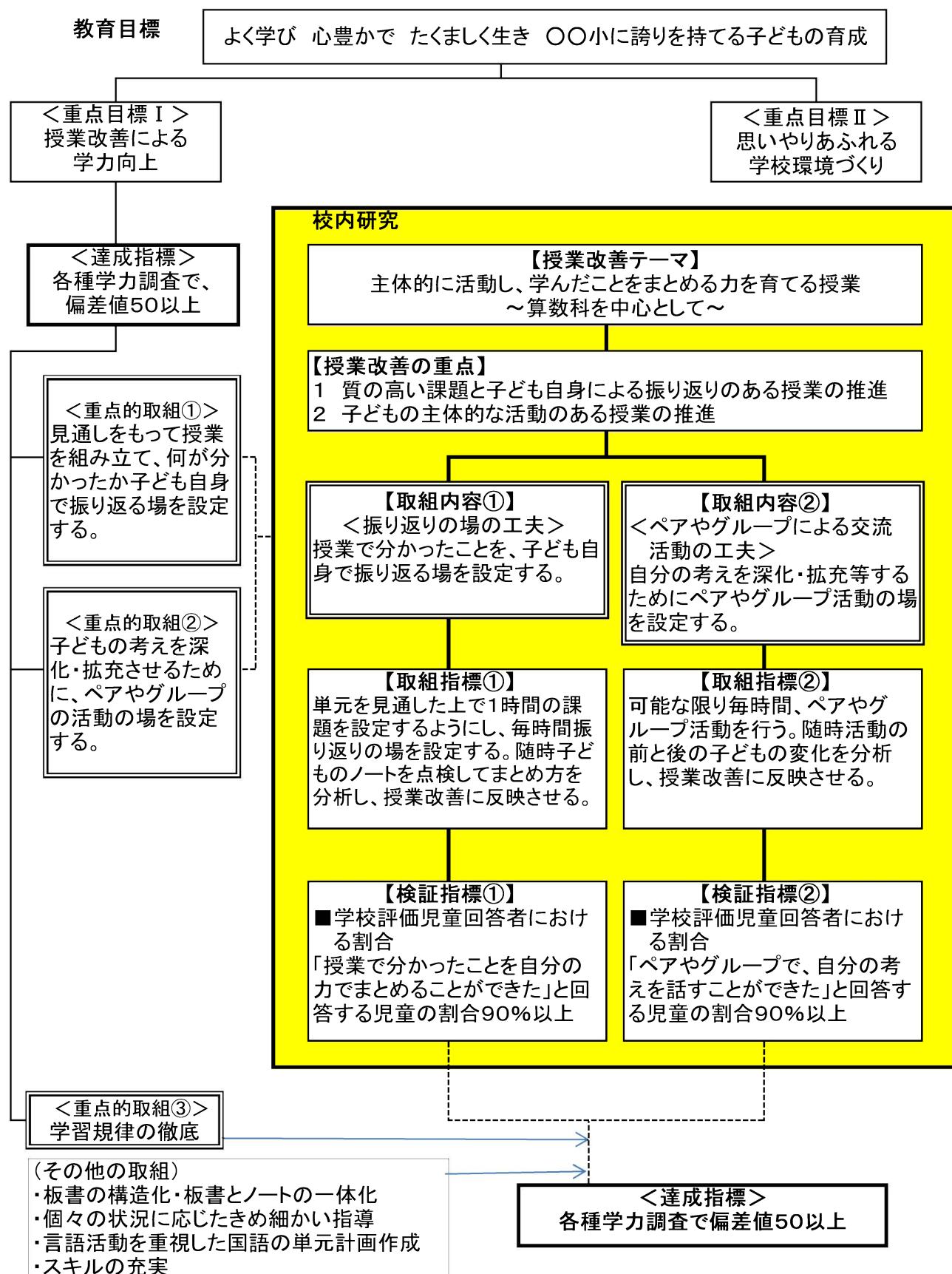
- ・種別学習の取組は定着してきた。補充学習をより効果的に運用するために、宿題との連動が必要。

**【達成状況から】**

- ・低学力層は微減しているものの、重点目標達成に近づいているとは言い難い。

# 1 授業改善5点セットの設定例

「学校評価の4点セット」の<重点的取組>の一部と「授業改善5点セット」の【取組内容】を重ねることで学校の取組を焦点化・重点化した小学校の事例



## 2 CHECKを生かした取組指標の再設定の例

この学校では、数値的な結果だけでなく、成果や実践上の悩み・困りを共有して、取組指標をより具体化し、再設定している。

**【授業改善テーマ】** 主体的に活動し、学んだことをまとめる力を育てる授業

**【授業改善の重点1】** 質の高い課題と子ども自身による振り返りのある授業の推進

年度当初

【取組内容①】
<振り返りのある場の工夫> 授業で分かったことを、子ども自身で振り返る場を設定する。

1学期末チェック

- A 授業で分かったことを子ども自身に振り返させるための場の工夫に努めたか？

振り返る場の工夫(%)	
よくできた	0
できた	31
もう少しだ	61
できなかつた	8

- B 子どものノートを点検してまとめ方を分析することで、授業改善に反映させたか？

ノートの点検(%)	
よくできた	0
できた	24
もう少しだ	38
できなかつた	38

9月からの

【取組内容①】
<振り返りのある場の工夫> 授業で分かったことを、子ども自身で振り返る場を設定する。

継続

\* 振り返りの場の設定をまず100%にする。

振り返り時間の確保と、効果的な振り返り方を検証し、引き続き取り組む。

- ・自他のまとめの比較
- ・上手なまとめの紹介

【取組指標①】

単元を見通した上で1時間の課題を設定するようにし、毎時間振り返りの場を設定する。
随時子どものノートを点検してまとめ方を分析することで、授業改善に反映させる。

- 1 単元を見通した上で、1時間の課題を設定することは全員が取り組めた。

- 2 振り返りの設定の工夫は31%の教員しか十分でない。

<有効な工夫>

- ポイントを聞く→文章化 ○( )埋め一次第に文章へ
- 解き方を説明させる。○キーワードを与え考えさせる。
- グループで相談させる。○類似問題で振り返らせる。
- 自分のまとめと全体のまとめを朱書きで併記させる。
- 自分のまとめを評価させる。

○振り返りにつながる課題を設定する。

<問題点>

- まとめの時間が足りなくなる。●教師がまとめてしまう
- 発達段階に応じたまとめ方を研究する必要がある。

- 3 ノートを分析して授業改善に反映させている教員は4分の1

<有効な分析・改善の方法>

○ワークシートに自分のまとめと全体のまとめを書くようにすると比較でき、点検・分析が容易になる。個別指導の改善にもなる。

○上手なまとめ方を取り上げてモデルを示すと分かりやすい。

<問題点>

- 低学年は書くことに時間がかかる。
- 授業中の点検は、書けない子への指導が主となり、全員は無理。
- どのような振り返りを目指せばよいのか、共通理解し、子どもにも意識させる必要がある。

●随時ノートはチェックしたが分析までは至っていない。

【取組指標①】

単元を見通した上で1時間の課題を設定するようにし、後で活用するまとめができるような指導を繰り返し行う。

まとめの苦手な児童を特に意識して指導する。

随時ノート点検・まとめの分析を行い、有効な振り返りの工夫を記録する。

\*「後で活用するまとめ」という観点でまとめさせ、その観点で点検・指導する。

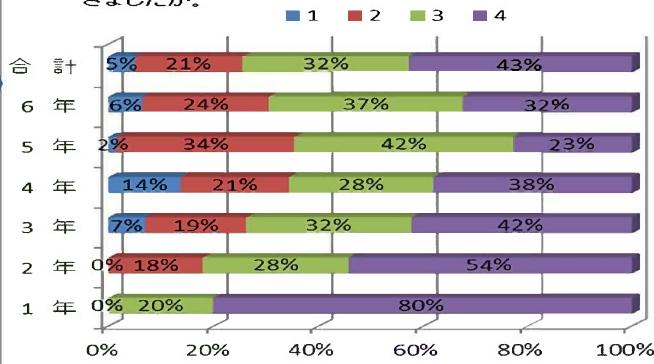
\* 点検方法を多様化するよう改善する。

全校で75%の児童ができたと回答

【検証指標①】

■学校評価児童回答
「授業で分かったことを、自分の力でまとめることができた」と回答する児童の割合を90%以上にする。

10. 授業でわかったことを自分の力でまとめることができましたか。



【検証指標①】

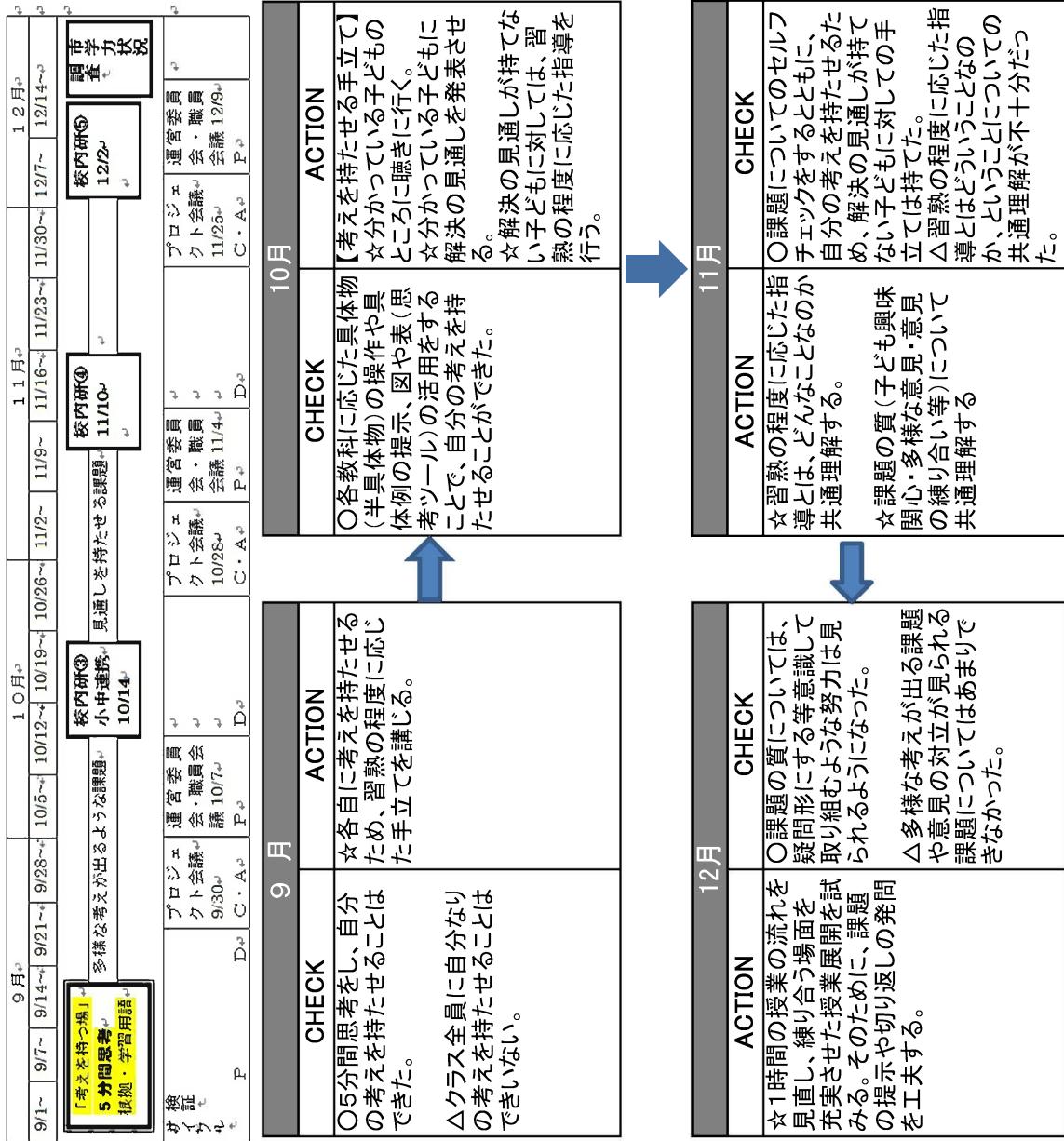
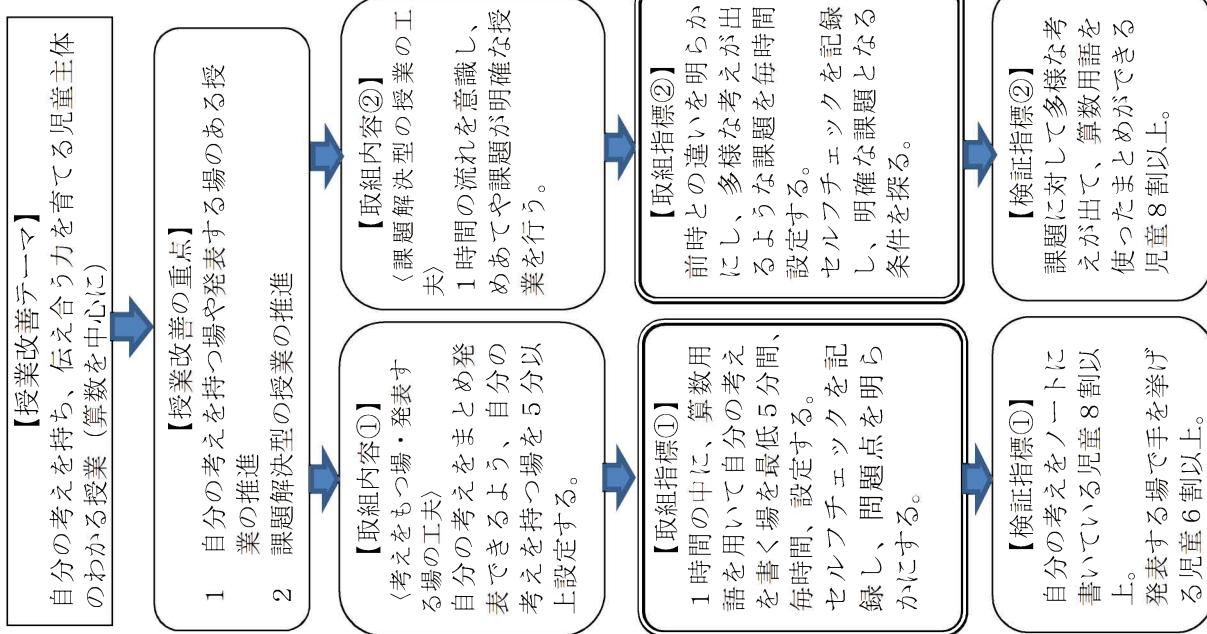
■学校評価児童回答  
「授業で分かったことを、自分の力でまとめることができた」と回答する児童の割合を90%以上にする。

継続

\* 振り返り時間の確保と新たな取組指標をもとに肯定的割合を増やしていく。

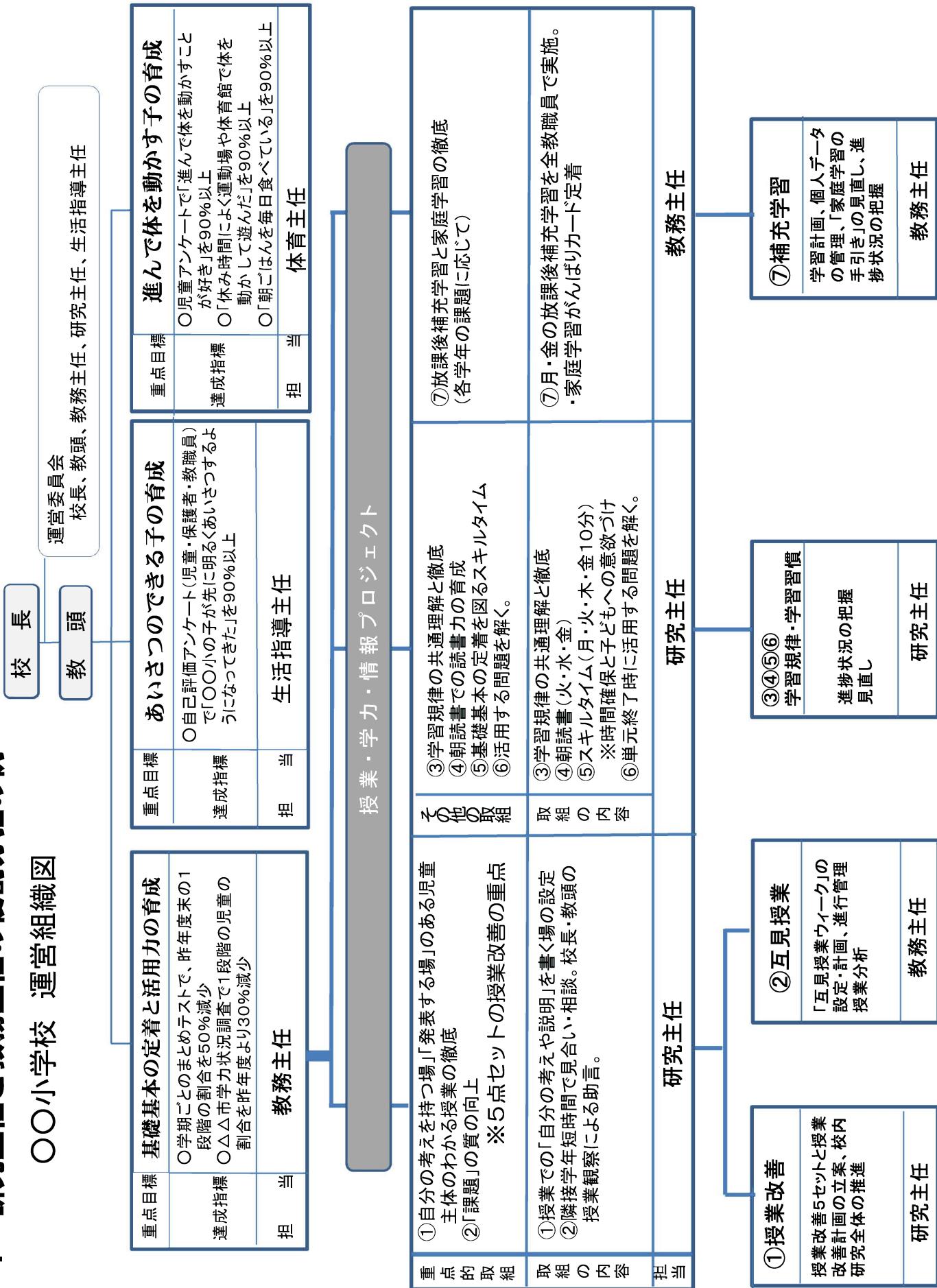
### 3 短期の検証・改善を繰り返して授業改善を進めた例

この学校では、9月当初は取組内容①を中心とした取組を行い、次第に②に授業改善の中心を移行させている。進行管理を2学期初めに示すことで、見通しをもつた授業改善となっている。1か月ごとに取組を検証し、改善のためのアクションが具体的に示されている。



## 研究主任と教務主任の役割分担の例

### ○○小学校 運営組織図



# 中学校学力向上対策 3つの提言

大分県教育委員会(H28年2月)

## 1 学校の組織的な授業改善による「新大分スタンダード」の徹底

- ①生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業を充実させるとともに、習熟度別指導を積極的に導入する。
- ②教科の壁を越え、全ての教科に共通した授業改善の取組内容を設定し、その視点に基づく互見授業・授業研究を実施する。

## 2 学校規模に応じた教科指導力向上の仕組みの構築

- ①小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同教科部会をもち、指導案や評価問題、教材の作成等を行う。
- ②複数の教科担任がいる学校は、教科担任の「タテ持ち」や日課表・週時程表に位置づけた教科部会の実施により、相談や切磋琢磨できる環境を作る。

## 3 「生徒と共に創る授業」の推進

- ①生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映する。
- ②学校が目指す授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、適宜振り返り活動を行う。



## 中学校の学力向上に向けた改善 7つのポイント

中学校学力向上対策プロジェクト会議(H28年1月)

### I 密度の濃い授業を目指した「新大分スタンダード」に基づく授業改善の徹底

- (1)生徒が困りや疑問を表出でき、それを解決する楽しさや必要感がある授業にすることが重要である。「新大分スタンダード」の中でも、特に生徒指導の三機能を意識した問題解決的な展開の授業の充実に努める。
- (2)単位時間の評価規準を具体的に設定し、「C 努力を要する」状況の生徒への手立てをその時間内に講じるとともに、小テストや単元テスト等で学習の定着状況を把握する。
- (3)評価を生かして、習熟度別指導を実施したり、指導計画を変更したり、個に応じた補充指導や家庭学習の課題提示等を行ったりするなど、きめ細かい指導を重ねていく。

### II 教科の壁を越え、授業改善を学校組織全体で進める仕組みの構築

- (1)校長が授業改善の責任者であることを自覚し、リーダーシップを發揮して、全教員が授業改善に取り組む体制をつくる。
- (2)教科共通の具体的な取組内容・取組指標・検証指標を設定し、授業改善の短期PDCAを実働させる。
- (3)目的を明確にして、教科共通の視点による互見授業・提案授業・研究協議を行う。
- (4)管理職等は、「授業観察シート」を活用した授業観察を行い、授業改善の進捗状況を把握するとともに、指導助言を通して教員一人一人の授業改善に積極的に関わる。

### III 授業改善が進まない教員に対するきめ細かい指導

- (1)授業改善が進まない教員には、管理職等が個別の具体的な指導を行い、改善を促す。
- (2)管理職や主幹教諭・指導教諭等は、授業観察に基づき、問題点を具体的に指摘して改善の方向性を示すとともに、一定期間を置いて、改善されているかどうか確認する。
- (3)提案授業等の際には、指導教諭や学力向上支援教員が指導案作成時から関わり、事後研には指導主事も加わって、きめ細かい指導・助言を行うことを繰り返し行う。

### IV 学校規模に応じた教科指導力向上を図る仕組みの構築

- (1)小規模校は、校内研修の枠で、近隣の学校と合同の教科部会をもち、評価問題や指導案・教材作成等を通して、教科指導力の向上を図る。
- (2)複数の教科担任がいる学校は、教科担当のタテ持ちや日課表・週時程表に位置づけた教科部会を実施し、教科の専門性に関わる相談や授業づくりの打ち合わせを行う必然性をつくる。

### V 生徒に困りや戸惑いを生じさせない指導の工夫・配慮

- (1)補充指導に全教員で組織的に取り組み、「分からないところをそのままにさせない」体制を整える。
- (2)学びに向かう力が高まる中学校生活のスタートを学校全体で創出する。

### VI 生徒と共によりよい授業を創造する「学びに向かう学習集団」づくりの推進

- (1)生徒による授業評価を実施し、それを授業改善に反映させる。
- (2)特別活動の充実を図り、所属感を感じられ、安心して学べる学級を生徒と共につくる。
- (3)教員が目指している授業像を生徒と共有し、それに向かう学習集団としての目標を設定させ、生徒による授業改善のPDCAサイクルの確立を図る。

### VII 教員の資質向上を促す基盤整備

- (1)県教育委員会と市町村教育委員会は、小中学校の人事交流を検討する。
- (2)県教育委員会と市町村教育委員会は、指導教諭や学力向上支援教員の効果的な配置と活用を検討する。
- (3)県教育委員会と市町村教育委員会は、各教科の核となる教員の意図的・計画的な育成・活用を検討する。
- (4)県教育委員会は、部活動の指導体制等、教材研究の時間を確保するシステムについて研究する。

## 「8つの観点」に係る評価基準

領域	項目	S	A	B
観点1	学校の喫緊の課題を十分検討したうえで、課題と重点目標を対応させること	・前年度の学校評価や各種調査結果等から根本原因を分析し、ミドルアップ機能を活かしながら喫緊の課題を明確にした上で、課題解決に向けた重点目標を絞り込んで設定しており、重点目標は喫緊の課題に対応した内容としている。	・前年度の学校評価や各種調査結果等から根本原因を分析し、喫緊の課題を明確にした上で、課題解決に向けた重点目標を絞り込んで設定しており、 <u>重点目標は喫緊の課題に対応した内容としている。</u>	・前年度の学校評価や各種調査結果等を分析し、喫緊の課題を明確にした上で、重点目標を絞り込んで設定している。
観点2	取組指標は、実際に取り組むことにより、児童生徒が変わり重点目標達成に近付くことがイメージできる具体的なものとすること	・取組指標に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを充分に書き込み、短期の検証・改善が可能で、 <u>重点目標達成に近付く妥当な指標設定となっている。</u>	・取組指標に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを可能な限り書き込み、短期の検証・改善が可能で、 <u>重点目標達成に近付くことがイメージできる具体的なものとしている。</u>	・取組指標に「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」行うかを可能な限り書き込み、短期の検証・改善が可能な具体的なものとしている。
観点3	「学校評価の4点セット」(重点目標、達成指標、重点的取組、取組指標)が、全ての教職員に共有されるよう、会議での取り上げ方等を工夫すること	・「学校評価の4点セット」をミドルアップ機能を活かして策定した上で、年度当初の職員会議等で説明するとともに、運営委員会や分掌会議等で定期的に取り上げるなど、全教職員への意識付けを図る工夫をしている。	・「学校評価の4点セット」について、年度当初の職員会議等で説明するとともに、運営委員会や分掌会議等で定期的に取り上げるなど、全教職員への意識付けを図る工夫をしている。	・「学校評価の4点セット」について、年度当初の職員会議等で説明するとともに、運営委員会や分掌会議等で取り上げるなど、全教職員への意識付けを図る工夫をしている。
観点4	検証に当たっては、①取組指標に基づく取組状況をまず確認し、その上で、②その取組により重点目標達成に近付けたかを検証し、年度の中でも取組指標、重点的取組、達成指標を改善していくこと	・客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を的確に行った上で、指標の妥当性を検証しつつ年度の中でも改善方策を検討している。 <u>その積み重ねにより、検証改善サイクルを確立し、持続的・発展的な教育活動を実現している。</u>	・客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を的確に行った上で、 <u>指標の妥当性を検証しつつ年度の中でも改善方策を検討している。</u>	・取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を的確に行っている。
観点5	目標管理制度と能力評価制度の連動、及び学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の運動により学校の組織力の向上等を図るという教職員評価システムの趣旨を一層徹底すること	・管理職等が教職員に教職員評価システムの趣旨や仕組みについて十分周知するとともに、学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の運動について、管理職・主任等が適時適切に指導・助言を行っている。その上で、適切に目標管理制度と能力評価制度を連動させることにより、学校の組織力向上や教職員の資質向上を実現している。	・管理職等が教職員評価システムの趣旨や仕組みについて教職員に十分周知するとともに、 <u>学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の運動について、管理職・主任等が適時適切に指導・助言を行っている。</u>	・学校の重点目標・分掌等目標・自己目標の運動の在り方を含め、管理職等が教職員評価システムの趣旨や仕組みについて教職員に周知している。
観点6	それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、責任を与えること	・重点目標の達成を担う主任等を「学校評価の4点セット」や組織図、校務分掌表等に明記しており、当該主任等が機能するよう、チーム制や部会制を組織するなどの工夫をしている。また、当該主任等が取組の実施・検証・改善を通じて責任を果たしている。	・重点目標の達成を担う主任等を「学校評価の4点セット」や組織図、校務分掌表等に明記しており、 <u>当該主任等が機能するよう、チーム制や部会制を組織するなどの工夫をしている。</u>	・重点目標の達成を担う主任等を「学校評価の4点セット」や組織図、校務分掌表等に明記している。
観点7	意思決定がより効率的・効果的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や、職員会議によらない周知・徹底の工夫等を行うこと	・運営委員会の活用や行事情報等の周知方法の工夫により職員会議を効率化するとともに、運営委員会や職員会議で扱う議題を整理し、校長の意思決定の迅速化・効率化を図っている。また、各種会議の効率化・縮減等の工夫により、 <u>子どもと向き合う時間の確保に努めている。</u>	・運営委員会の活用や行事情報等の周知方法の工夫により職員会議を効率化するとともに、 <u>運営委員会や職員会議で扱う議題を整理し、校長の意思決定の迅速化・効率化を図っている。</u>	・運営委員会の活用や行事情報等の周知方法の工夫により職員会議の効率化を図っている。
観点8	主任制度・主任手当の趣旨が伝わるよう、人事異動に係る職員面談や年3回の目標管理面談等の中で、主任手当の拠出の状況について確認するとともに、法令の趣旨に則った指導を行うこと		・法令の趣旨に則り、全教職員に主任制度・主任手当の趣旨を周知するとともに、 <u>人事異動に係る面談や目標管理面談の中で指導を行っている。</u>	・法令の趣旨に則り、主任制度・主任手当の趣旨を周知している。

## 第5フェーズの取組スケジュール

